

## DV被害者における経済的暴力

## －DV被害後のインタビュー調査を踏まえて－

○ 神奈川県立保健福祉大学 吉中 季子 (5627)

キーワード：経済的暴力、ドメスティック・バイオレンス、女性の貧困

## 1. 研究目的

ドメスティックバイオレンス（以下、DV）は、DV防止法施行以降、その認識が広がってきた。とはいえ、家庭内で起こる問題であるため、避難したり離婚したりするなどして、家庭の外に出てはじめて問題が知られることが多い。問題の背景には、女性自身が経済的に自立できない問題を抱えていたり、経済的な剥奪を受けていたりすることがある。

一般的にDVは、身体的に受ける暴力の悲惨さや危険性からも、被害者に対する緊急な対応が優先される。しかし、DVの「手法」は、ボディブローのように目に見えないが重い攻撃や時には巧妙さも伴い、戒能民江が指摘するようにDVはたいてい複合的に行われる（戒能 2005：78）。そのひとつである経済的な暴力（剥奪）は、パートナーとの関係解消後も女性を貧困におとしめる大きな原因になりうる。

ところが、これまでDVへの関心が、その状況から逃げた（避難）後の支援やソーシャルワーク、本人の自立などに置かれていたため、そのプロセスの検討や研究は自体は十分になされていない。経済的暴力については、DVから解放されたのちに本人や支援者などの聴き取りから補足的に説明される程度である。支援の現場（例えばDVシェルターのソーシャルワーカー）では従来から当然のこととして認識されていたが、特にそれ自体が注目されることはあまりなかった。

内閣府の「男女間における暴力に関する調査」（3年ごとの調査）においても、「経済的暴力（圧迫）」の項目を入れたのは2014年度の調査からである。そのなかで「1、2度あった」と「何度もあった」と答えた人を含めると、20人に一人が経済的圧迫の経験があった。なおまた、DV防止法における配偶者からの暴力の定義でも、基本的に身体的暴力・精神的暴力・性的暴力のみで経済的暴力は含まれていない（法第1条）。しかし海外では、2000年頃から、経済的虐待への関心は高まっており、定義も「経済的虐待」「金銭的虐待」など、その内容自体の議論もすすんでいる（吉中 2019）。日本でも一般的に言われている経済的暴力は、行為の内容は多岐にわたっているはずである。

本報告は、DVにおける「経済的暴力」について、これまでの先行研究（主に海外）、支援関係者・研究者などの認識あるいはとらえ方の検討を踏まえ、具体的な経済的暴力の実態を整理し、その概念の構築を試みること、さらにその後の生活への影響を探ることを目的とする。

## 2. 研究の視点および方法

本研究の基本的なアプローチは上記のとおりである。具体的にはさらに、DVの影響を被害女性がその渦中にあるとき、DVから逃れて生活が急変するとき、どのように女性自

身の生活に経済的な困難が降りかかるのか、あるいは緩和されるのかなどを検討する。そこには女性があいかわらず、強い性別役割分業のもとで、パワーによる支配とコントロールされている実態があるのではないか。一言に経済的暴力といっても多様であり、これまでに認識されてきた仕事の抑制から家計上の「暴力」まで諸側面から検討を行った。その方法として既存研究の成果を踏まえ、かつてDV被害を受けた経験のある女性5名に対して、インタビュー調査を行った。対象者はすべて、すでにカップル関係を解消（離婚または死別）している。うち3名はDVシェルターの退所者である。インタビュー時期は2017年6月から2018年3月までに行った。

### 3. 倫理的配慮

本報告に際して、日本社会福祉学会の研究倫理指針を遵守する。インタビュー対象者には、研究の目的、回答の自由、匿名性の厳守、研究成果の公表、公開後の記録の破棄について文書で説明し同意を得たうえで行った。

### 4. 研究結果

インタビューの女性は、フルタイムで就労が1人、パート就労が2人、不就労が3人だった。インタビューした女性全員が、経済的暴力はなかったと認識していたが、話の内容のなかに、程度の差はありながらも経済的暴力の実態がみられた。

具体的な内容では、お金を入れない（少ない）が4人で、インタビュー中で最も多く語られた。後の1人は、女性のほうが収入は多いため、夫が働かずに女性のお金を取り上げながら身体的暴力を振るうというものだった。仕事をさせないが1人だった。直接的な金銭のことではないが、買い物のレシートをチェックされる。無駄遣いをしているといわれる、食材などを買いすぎているといわれるなど、心理的な暴力を伴うものもあった。さらに、家計が苦しいがために、友人に借金をしていたケース、自分がやむを得ずパートをするなど、女性の努力で生活費を集めることをしていた事例もあった。

パートナー関係解消後の生活については、収入の減少という一般的な困難に加え、カップル期間中もその後も社会保険の未加入がみられた。

### 5. 考察

カップル期間中には身体的暴力により心身ともにダメージが大きく、生活を切り盛りする経済的な暴力については本人も認識していない場合が多かった。その影響は家計のやりくりのなかで、自分自身の社会保険加入をしていない事例としても見られ、即座に困窮しないまでも、女性自身の将来に、さらなる困難が生じる可能性が推測された。また経済的暴力といっても、直接的・間接的に心理的・身体的暴力と重なるものがあり、関連の分析の必要性が示唆された。

戒能民江（2005）「DV法制定から改正へ—その意義と課題」『国際女性』No.19,76-84.

吉中季子（2017）「ドメスティック・バイオレンスにおける「経済的暴力」の概念：その予備的考察」『社会問題研究』（大阪府立大学）65-77.

吉中季子（2019）「DV研究における「世帯のなかの貧困」—経済的虐待の取り扱い—」大原社会問題研究所研究会報告（2019年3月22日）.